

令和7年度 児童相談体制等検討部会 ワーキンググループ(第2回)資料

令和7年7月16日

(1) ケース移管の検討まとめ(案)

1 ケース移管の検討 対応の整理が必要な事項<第1回WGの意見を踏まえた事務局案>

1

第1報の タイミング

- 転居予定(日付、住所等具体性がある場合等)が確実な場合は、転居予定が分かり次第連絡。
- 一時保護からの家庭復帰を伴う移管の場合、移管元児相の方針が固まり次第、家庭復帰前に移管先児相へ一報。
- 指導中のケースが管轄外へ転居した場合、居住している可能性・調査を行う旨を居住地を管轄する児相へ一報。指導中児相が原則転居先を調査・把握する。転居先が定まるまで、関係児相へ随時情報共有し必要に応じ連携する。

2

受理の タイミング

★一報があったら緊急受理会議を実施する。

- 転居予定の時点で受理するか、一旦受理保留とし身柄が移った際に受理するかは児相により判断。
- 移管に際して保護者等(将来的に引取を希望する親権者で、虐待加害者)と子の居住地が異なる場合、当該保護者等への指導、子の生活状況の確認をどのように行っていくか、児相間で調整。
- 移管のタイミングについては、児相間で整理。
- 指導中のケースが転居した場合、指導中児相が調査の上、確実に管内に居住していることがわかれば受理、指導中児相と連携し対応する。緊急時の対応(警察の身柄通告になった場合等)について、指導中児相と確認しておく。
- 受理についての判断の幅は残す必要がある(当初判断受理ができる余地を残す)。

1 ケース移管の検討 対応の整理が必要な事項<第1回WGの意見を踏まえた事務局案>

3	転居後の安全確認	● 転居後、現認する(リスクによっては間接現認も可)。移管元児相もすみやかに面接を実施。 ● 家庭復帰のタイミングでの移管の場合、移管元児相が安全確認を実施するが、状況に応じ移管先児相も同行。 ● 指導中の場合は、指導中児相が所属機関と連携し、転居先訪問等を実施。状況に応じ居住地管轄児相も同行。	
4	提供すべき資料	移管票	児童記録票(心理所見含む)
		児への適切な関わり方の資料	一時保護時等の傷痕の写真
		児相の指導経過が分かる記録	児童福祉司指導措置決定通知書の写し
		児童通告書	指導開始時に保護者と決めた約束事等が分かる資料等
5	追加調査	● 調査中移管で引継ぐ場合、必要に応じ個別ケース検討会議を実施。移管元児相が調査済の事項、未調査の事項を引き継ぐ。 ● 保護解除のタイミングで移管の場合、原則家庭復帰前に個別ケース検討会議を実施。移管のタイミングや指導対象、内容について児相間で協議。子の生活状況の確認は移管先児相が実施。 ● 家庭復帰先が管轄外であっても、移管元児相が家庭復帰先の調査を行った上で方針を検討する。家庭復帰先が遠方等の理由がある場合は、家庭復帰先の管轄児相へ調査依頼を出す。 ● 指導中の場合は、指導中児相が調査を実施、転居先を把握する。転居先が遠方であれば調査依頼を出す。	

1 ケース移管の検討 対応の整理が必要な事項<第1回ワーキングでの意見>

① 移管先の家庭環境の調査について

移管を伴う一時保護からの家庭復帰の場合、移管先が近県であれば、基本的には自児相で家庭復帰先を調査した上で方針決定するという意見が多数。近県以外にも、関東地方は自児相で調査するとの意見もあった。

全国ルール

家庭引取りに向けた調整を行う場合、当該家庭の生活状況を把握することは必要不可欠である。しかし、当該家庭が遠隔地にあり保護者の協力が得られにくい場合…(中略)…調査が不十分となるおそれがある。そのため、必要な場合は、家庭引取り先の居住地を管轄する児童相談所に「援助依頼」を行い、当該児童相談所へ調査等の実施を依頼すること。

(全国ルール 第4の1管轄区域外への家庭引取への対応(1)調査の依頼より一部抜粋)

事務局案

一時保護・措置入所等からの家庭復帰を伴う移管・情報提供の際は、東京都内においては、原則移管元・情報提供元児相が家庭復帰先の環境調査を行う

② 移管の際に課題となる事項について

転居が未確定の場合に、転居予定地ではない管轄外の居住地への滞在が長期化する場合や、保護者と児童の居住地(管轄外)が離れたままの状態が長期化する場合、移管が円滑に進まない場合があるという意見が複数あった。

1 ケース移管の検討 対応の整理が必要な事項＜第1回ワーキングでの意見＞

③ WG(第1回)後に寄せられた意見

- 「一時滞在が長引いた場合に、一定の期間経過後(1か月程度を想定)には、転居したものとみなし一時滞在先所管児相への移管を行うこと」をルール化してはどうか。
- 移管基準を一時保護決定のアセスメントシートではなく、虐待の重症度表(スライドP24)を活用してはどうか。

全国ルール改定の
経緯を確認
(スライドP7～9)

- 「児童記録票に記載するポイント」について、以下の点を工夫した。
転居をくり返すが関係機関と家族がうまく繋がれないケースについて、上手くいった介入方法・家族へのアプローチの方法、逆に介入に失敗した方法等、移管先での支援の継続性を鑑み援助内容のノウハウ等を記載し、移管の会議時に口頭でも移管先に伝えた。

児童記録票に記載する
ポイントに追記
(スライドP11)

- 一時保護解除や施設入所措置解除の際の個別ケース検討会議に、保護者や子供が参画する会議を設けるなどを例示したほうがよい。

「家庭復帰の流れ」
事務局案を修正
(スライドP12、P14)

- 在宅指導中のケースで、同居家族の変化を速やかに共有することを標準化すべき。具体的には、同居人の追加や家族構成員の別居、子供の出生をケース検討会議メンバー全員で共有する仕組みづくりなど。

「家庭復帰の流れ」
事務局案を修正
(スライドP13、P15)

1 ケース移管の検討 対応の整理が必要な事項 <全国ルールの改正経緯>

H19.7.12申し合わせ策定(H20.3.14改正の運営指針は移管の具体的方法について、本申し合わせを参考とするよう記載)

- H19.1.17付けで関東甲信越地区児童相談所長会から、移管のルールを全国的申合せ事項として位置づけるよう提案
- これ以前のケース移管の取扱は、運営指針第3章第2節4「管轄」及び自治体間で定めるルール「関東甲信越地区児童相談所長会申合せ」(H19.2.1から運用開始)に基づいていた。

H19.7.12申し合わせ 3(1)移管及び情報提供の判断の目安

「一時保護決定に向けてのアセスメントシート」の基準に準拠して実施、ただしアセスメントシートは判断を行う際の道具(ツール)のひとつ、当該児相所の長は移管として扱うか情報提供として扱うかについて取り扱い経過等の実態を踏まえ弾力的に判断

(ア)アセスメントシートの①から⑤に該当:移管を原則とし、次のような引継方法をとるよう努める

- ・ 対面での事前協議、移管元・移管先職員が児童・保護者と同席面接、同行訪問、要対協ケース会議に同席
- ・ 遠隔地等で担当職員が相手方児相に赴くことが困難な場合、文書等による移管

(イ)アセスメントシート⑥から⑦に該当:原則文書による移管 ケースの特性や距離等を勘案し可能な限り丁寧な引継を行うよう努める

(ウ)アセスメントシート⑧に該当:情報提供 保護者等が転居先で児相の援助を希望する場合移管として手続きを行う

H28.8.23 改正

- 児童相談所運営指針の改定(H25.12.27) これまで移管に関する規定は第3章第2節4「管轄」のみだったが、新たに第3章第2節の5「他の児童相談所へのケース移管及び情報提供」が新設。それに伴い、児童相談所運営指針からの引用部分の文言修正
- 運営指針に明記されるまでの間、一時的な滞在について「一時帰宅」に準じた取り扱いとし、様式2-1 措置中の児童の家庭環境調査について(依頼)の修正

1 ケース移管の検討 対応の整理が必要な事項 <全国ルールの改正経緯>

R1.8.27改正

- H30.3月に発生した目黒区女児虐待死事件を受け、児童相談所運営指針が改正(H30.7.20、H30.10.25)されたことに伴い、死亡事例検証部会(H30.10月)の提言を踏まえつつ、児童相談所運営指針と全国ルールに生じた相違点を解消
- 一時滞在について全国ルール本文に規定

	改正前	改正後
移管の判断基準・対象	✓ 移管・情報提供の判断の目安については、一時保護決定に向けてのアセスメントシートの基準に準拠 ✓ ただし、アセスメントシートは、判断を行う際の道具(ツール)の一つであるので、<u>児相長は移管として扱うか情報提供として扱うか、取り扱い経過等の実態を踏まえ弾力的に判断</u>	一時保護決定に向けてのアセスメントシート①から⑦に該当するケースは、 必ず移管の対象
引継方法	アセスメントシートの①から⑤に該当する場合、移管を原則とし、次のような引継方法をとるよう<u>努める</u> ・ 対面での事前協議、移管元・移管先職員が児童・保護者と同席面接、同行訪問、要対協ケース会議に同席 ・ <u>遠隔地等で担当職員が相手方児相に赴くことが困難な場合、文書等による移管</u>	アセスメントシート①から⑤のいずれかに該当する場合は、原則直接出向いて事前説明・協議、 対面による引継
一時滞在について	記載なし	調査中、指導中、措置中の児童が管轄区域外の親戚・知人宅等に <u>一定期間滞在することを指し、滞在期間の長短は問わない</u> (一時滞在等の取り扱いに伴う調査等の依頼の具体的申し合わせも規定)

1 ケース移管の検討 対応の整理が必要な事項

事務局案

一時滞在について

- 一時滞在については、全国ルールで一定の整理がなされている。
- 調査中・指導中のケースの管轄外への滞在があり、転居等の予定が不明な場合、調査中・指導中の児相が生活実態等を確実に調査・確認(必要に応じ、一時滞在先管轄児相への「援助依頼」を活用)の上、滞在期間の長短を問わず、転居の事実があると解釈しうる状況が確認されたら、すみやかに移管を行う。

アセスメントシートに準拠した移管の判断について

- 全国ルール策定時(H19.7.12)から、移管・情報提供の判断の目安については、一時保護決定に向けたアセスメントシートに準拠し実施するとされてきた。
- 全国ルール策定後に起きた虐待死亡事例、死亡事例検証部会の提言を受け、改正された児童相談所運営指針をもとに、全国ルールも現在の規定へと改正されている。
- 改正の経緯を踏まえた上で、移管の取り扱いについては、全国ルール遵守が大原則。なお、個別の対応については、申合せ内容を共通理解としながら、実態等を勘案した上で、移管元、移管先との十分な協議の上決めていく。決定に当たっては、その判断の理由、アセスメントの根拠を必要書類に明記の上、十分な協議を行うこと。

1 ケース移管の検討 「転居の事実の把握」について＜事務局案＞

■ 「転居」とは

- ・ 住民票上の異動の手続きが取られていると否とに関わらず、現にケースを取り扱っている児童相談所が調査等により、**「子どもの居住の実態を確認できた時点の状況」**を指す。
- ・ また、現にケースを取り扱っている児童相談所が転居を把握しておらず、転居先の居住地を所管する相手方児童相談所によって転居が確認された場合等も同様とする。

(転居及び一時帰宅等に伴う相談ケースの移管及び情報提供等に関する申し合わせ)

■ 「居住地」とは

- ・ **「人の客観的な居住事実の継続性又はその期待性が備わっている場所」**をいい、住民票記載の「住所」や民法(明治 29 年法律第 89 号)の「住所」又は「居所」と必ずしも一致しない。

(児童相談所運営指針)

「転居の事実」とは	✓ 住基の異動がなくても、居住実態が移っている 具体的には・・・転校・転園手続、生活保護申請、元の居住地を引き払っている、近隣で就労した、家庭訪問にて居住を確認した等総合的に判断し、客観的な居住事実の継続性又はその期待性が備わっていると判断できるか
「転居予定」との情報を得たら	✓ 転居先住所を保護者等に確認(転居後、住基異動を確認) ✓ 転居予定住所がわかり次第、移管先児相へ一報 ✓ 家庭訪問等により、転居先で生活していることを確認 ✓ 先方児相へ移管または情報提供することについて、児童・保護者に伝達 ✓ 情報提供の場合、転居先での生活状況の確認については遠方等の特段の理由がなければ情報提供元児相が実施
「居所を転々とする家庭」の場合	✓ 居住実態があれば管轄児相は原則受理し対応する ✓ 転居後の安全確認の方法について、移管元・移管先児相間で確認 ✓ 居所を転々とし通告が繰り返される等リスクが高いと判断したケースは、転居事実を確実に確認し移管していく
転居先児相の再アセスメントの徹底	✓ 転居ケースを受理した場合には自ら再アセスメントを実施 ✓ 転居元児相から提供された情報で緊急性・重症度・継続的関与の必要性の判断が十分できない場合、不足している情報を移管元・情報提供元児相へ確認 ✓ 移管元と移管先でアセスメントに差が生じる場合、アセスメントの根拠を移管元・情報提供元児相へ確認

1 ケース移管の検討 児童記録票に記載するポイントについて<事務局案>

【児童記録票の記載内容として想定される事項】

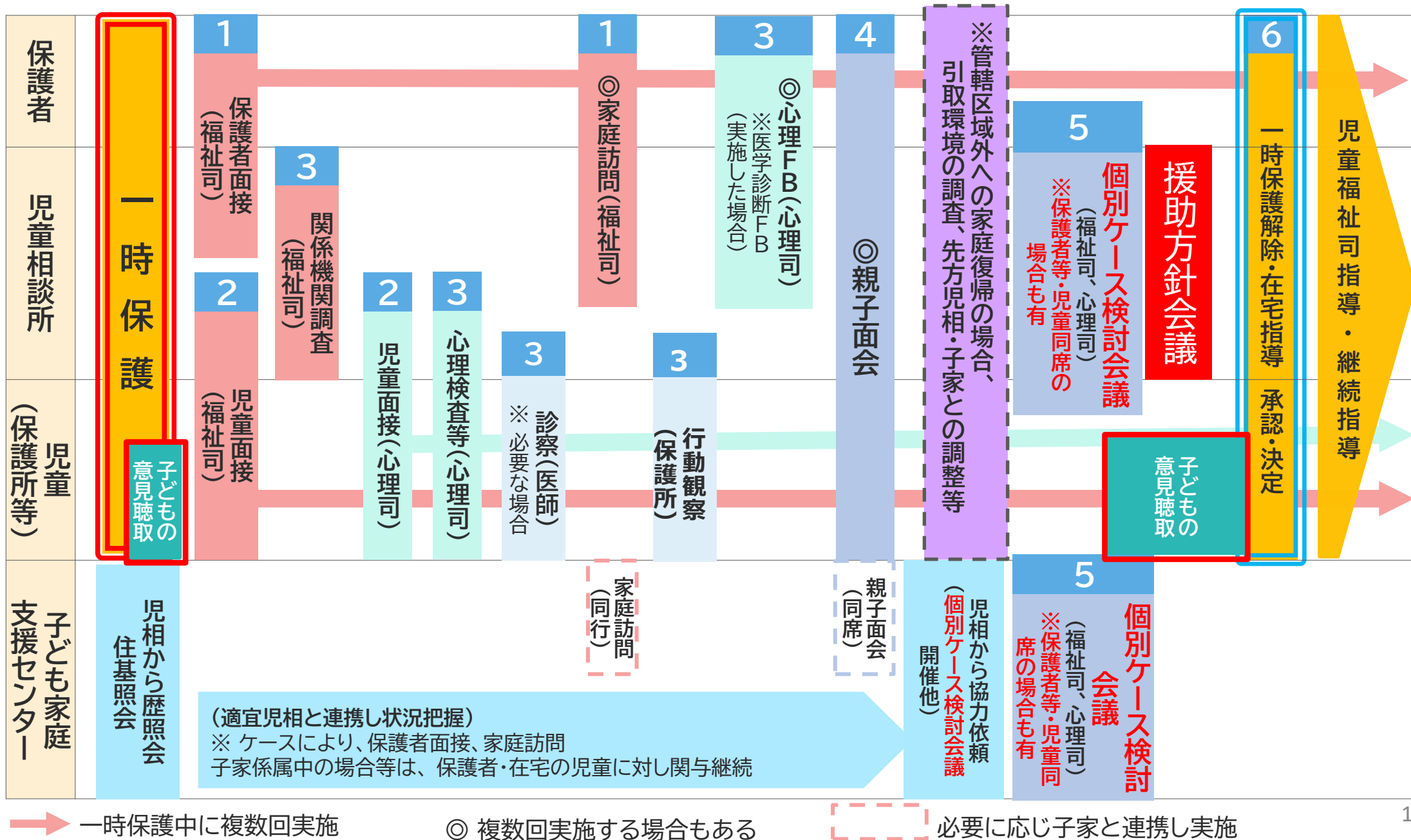
基本的事項	住所、氏名、性別、生年月日、所属機関、家族・親族情報、続柄
各種診断	<u>社会診断、心理診断、行動診断、医学診断</u>
援助指針等	<u>アセスメントの結果と援助指針選択の理由</u> 児童福祉司・継続指導の内容
子どもの意見 保護者の様子	面接内容、保護者等の言動(意見聴取等措置で子どもから聴取した意見は、日時場所、説明方法・内容、聴取内容、子どもの反応・様子、所見を記載)
児相の指導・助言	子どもや保護者等に指導・助言した事項、福祉司指導・継続指導の経過
過去歴	児相歴、子家歴、施設入所歴、家裁・警察係属歴
子どもの状況	母子手帳、保健センター情報からの子どもの発育の経過、乳幼児健康診査歴等の情報 就学、就園歴、子どもの育ちの過程でのエピソード(入院など)、子どもの発育への保護者の思いなど、子どもの性格・行動の特徴、障害・手帳の有無、病歴、 <u>効果的だったアプローチ方法・関わり方のポイント、援助内容のノウハウ</u> <u>限界線の設定(どのようなリスクが積み重なれば援助方針の転換を行うか)</u>
保護者の状況	保護者の就労状況、職業、経済状況、成育歴、性格、価値観、家族、親族や近隣との人間関係、保護者の医療情報、障害、手帳の有無、病歴 <u>効果的だったアプローチ方法・関わり方のポイント、援助内容のノウハウ</u> <u>限界線の設定(どのようなリスクが積み重なれば援助方針の転換を行うか)</u>
親族の状況	同上
関係機関情報	所属機関、関与機関の子ども・保護者評価
利用できる資源	家庭内外におけるキーパーソン・利用できる社会資源の名称、連絡先等

1 ケース移管の検討 家庭復帰の進め方＜事務局案＞

家庭復帰の流れ(一時保護から)

※ 全てのケースが当てはまるわけではありません。
一般的な流れ(案)を示しています。

※ ①～④までの順番は前後することもあります。



1 ケース移管の検討 家庭復帰の進め方＜事務局案＞

1	保護者 面接	● 一時保護に至る状況の確認・原因の振り返り ● 子どもの成育歴、保護者の成育歴の確認、これまでの養育の振り返り、養育環境・活用できる社会資源の確認 ● 再発防止のための改善策の検討
2	児童 面接	● 一時保護に至る状況の確認・原因の振り返り ● 子どもの成育歴の確認、保護者への気持ち、今後の生活に関する意向の確認、子どもの意見聴取 ● 再発防止のための改善策の検討
3	調査 各種診断	● 心理・医学診断のフィードバックにより、子ども・保護者が、子どもの特徴への理解を深める ● 通院先への保護者の医療情報確認・虐待カウンセリング(保護者の医師面接)等により、保護者の状態を把握 ● 所属・関係機関への調査により、所属・関係機関からの保護者・子どもの評価を把握 ● 各種診断(社会・心理・医学・行動)により、子ども・家庭の問題の本質を分析、最善の援助を検討
4	親子 面会	● 再発防止のための改善策を親子・児相間で共有 ● 子どもの気持ち、希望を伝える ● 親子関係の変化の確認
5	個別ケース 検討会議	● 地域の関係機関と、児相の対応経過・アセスメントの結果・再発防止のための改善策・家庭復帰の時期を共有 ● 家庭復帰の際、危機的状況が起きた時とは違う支援(者)が入っていることを確認 ● 家庭復帰後の地域での見守り体制の構築・役割分担、次に危機的状況が起きた時の対応を確認 ● 同居家族の変化(家族構成の変更等)を関係者間で速やかに共有することを標準化
6	一時保護 解除	● 保護者・子どもに、今後の児相・地域の関係機関の関わり方、関与の見通しを伝える ● 解除後は在宅指導となるが、在宅生活状況により、指導解除(児相関与終了)となる旨を説明

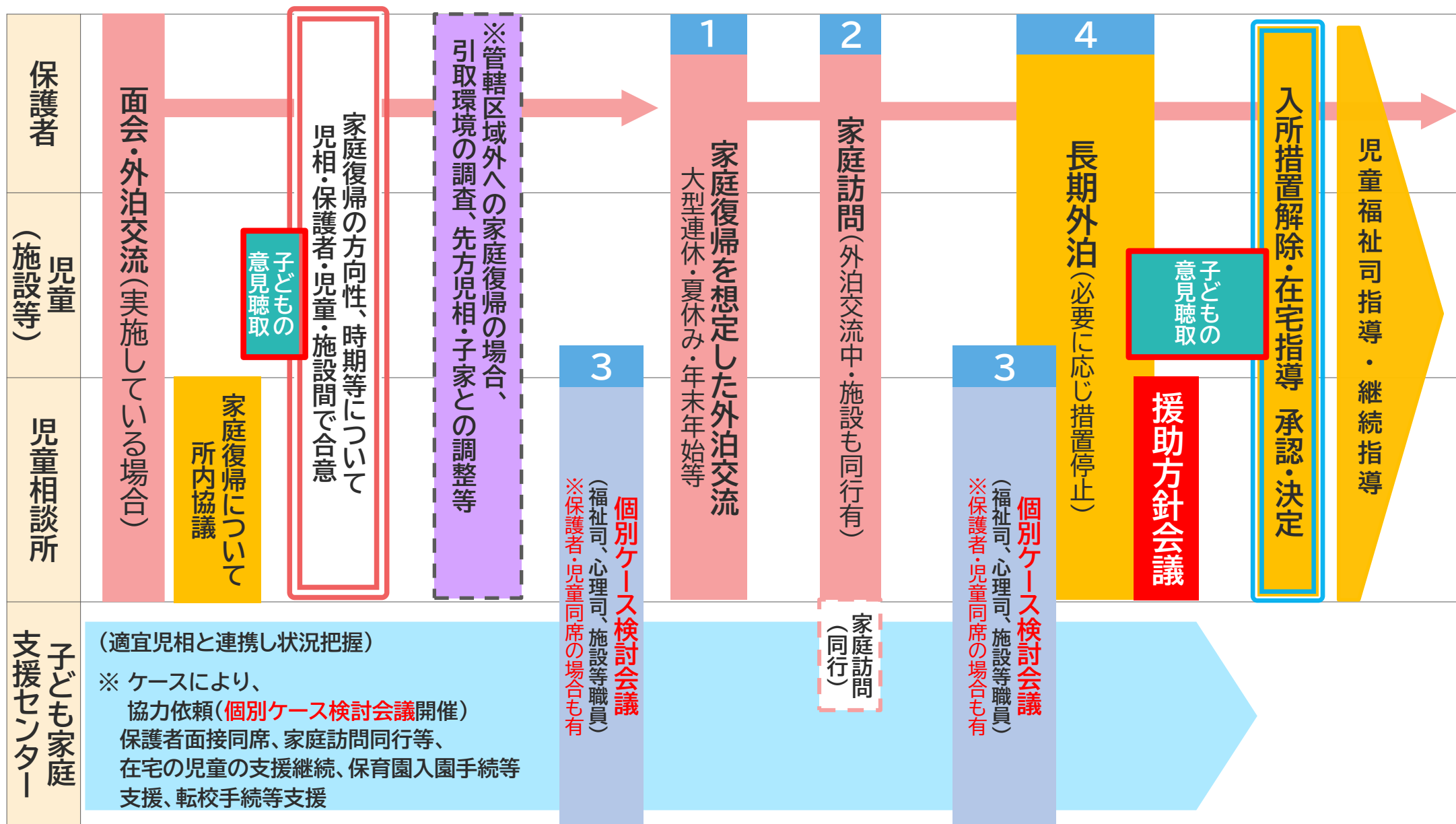
子どもの 意見聴取

子どもの意見又は意向を勘案し措置等を行うため、在宅指導、里親委託、施設入所等の措置、指定発達支援医療機関への委託、一時保護の決定時等(措置等の解除、停止、変更、期間更新時も同様)に、意見聴取を実施

1 ケース移管の検討 家庭復帰の進め方＜事務局案＞

家庭復帰の流れ(施設等から)

※ 全てのケースが当てはまるわけではありません。
一般的な流れ(案)を示しています。



→ 家庭復帰前に複数回実施。徐々に頻度を増やし、期間を伸ばす。

--- 必要に応じて子家と連携し実施

1 ケース移管の検討 家庭復帰の進め方＜事務局案＞

1	外泊交流	● 子ども、保護者と面接等を通じ外泊交流の状況を確認（施設も子どもから状況を確認） ● 親子関係の変化の確認 ● 保護者、子どもが親子で生活するイメージを持つ ● 家庭復帰後の生活で起こりうる課題を把握、解決策を検討
2	家庭訪問	● 外泊交流中の状況を直接確認 ● 親子関係の変化の確認 ● 保護者、子どもが親子で生活する具体的なイメージを持つ ● 家庭復帰後の生活で起こりうる具体的な課題を把握、解決策を検討
3	個別ケース検討会議	● 地域の関係機関と、児相の経過・現在のアセスメントの結果・再発防止のための改善策・家庭復帰の時期を共有 ● 家庭復帰の際、入所等措置時と異なる支援（者）が入っている、または家庭状況・児童の状況が変化していることを確認 ● 家庭復帰後の地域での見守り体制の構築・役割分担、次に危機的状況が起きた時の対応を確認 ● 同居家族の変化（家族構成の変更等）を関係者間で速やかに共有することを標準化
4	長期外泊	● 家庭訪問、面接、所属先調査等で生活状況を確認 ● 外泊中に生活状況が一定程度落ち着いていればそのまま入所措置解除、在宅指導へ切り替え ● 保護者・子どもに、今後の児相・地域の関係機関の関わり方、関与の見通しを伝える ● 解除後は在宅指導となるが、在宅生活状況により、指導解除（児相関与終了）となる旨を説明

子どもの意見聴取

子どもの意見又は意向を勘案し措置等を行うため、在宅指導、里親委託、施設入所等の措置、指定発達支援医療機関への委託、一時保護の決定時等（措置等の解除、停止、変更、期間更新時も同様）に、意見聴取を実施

(2)東京ルールの運用状況の検証・見直し

検討の方向性(令和6年度第2回検討部会ワーキング資料から抜粋)

- 1 都児相と子家センの児童虐待相談対応において円滑な連携のために齟齬をなくす
- 2 都児相、区児相、区市町村子家センの円滑な連携のために必要な共通理解をもつ
- 3 自区内で東京ルールを活用していない区児相においても、東京ルールを活用している子家セン等との調整に当たっては、ルールを準用

令和7年度 検討の方向性

部会の意見及びワーキングでの意見を踏まえた令和7年度の議論のポイント(令和6年度第2回検討部会資料より抜粋)	令和7年度WGでの議論の進め方
1 対応の整理が必要な事項	
(1)子家センから児相への連絡調整(援助要請・送致) ア <u>援助要請や送致の目安とする共通のツール等の活用方法</u> イ <u>協議におけるオンラインの活用促進</u>	WG(第2回)で議論 (グループワーク・全体での意見交換)
(2)児相から子家センへの連絡調整(協力依頼・送致) ア <u>警察からの児童通告について、児相が子家センに送致する案件の範囲</u> イ <u>送致における、児相と子家センの役割分担</u> ウ <u>協力依頼と送致の区別についての考え方</u>	
(3)特定妊婦 <u>児相・子家センにおける役割や、子家センから児相に連絡する判断基準等</u>	
(4)手続きの簡素化 ・ <u>児相と子家セン間の情報共有に係る文書内容の簡略化や電子化等について、フォーマットの見直しや記入方法の統一化、情報共有の方法、効率化の取組</u> ・ <u>リスクアセスメントシートの記入のしやすさ</u>	WG(第3回)で議論 ※WG(第3回)では東京ルールの要点をまとめた冊子に掲載するポイント(案)も提示予定
2 実施状況を再確認する事項	
・ 性的虐待対応・共有ガイドラインに沿った対応ができているか ・ 制度改正の反映	

援助要請や送致の目安とする共通のツール等の活用方法

(R6ワーキングの意見)

- ・ リスクアセスメントシートを活用している。(送致・援助要請、初回の安全確認後、終了の判断材料等)
- ・ 児相と子家センのアセスメントの違いは、どうしても生じてしまうものであり、歩み寄りや、共通のツールの活用等が必要
- ・ 子家センは一時保護について具体的イメージを持たない中で、一時保護の判断を行うのが苦しいところ。一時保護の可否を子家センが判断するためのアセスメントシートがあるとよい
- ・ リスクアセスメントシートを虐待ケースの進行管理に活用し、リスクの高い状況が続いた場合は独自の確認表を用いて、支援方針を検討している
- ・ 全児相の調査で、虐待の重症度の基準を示した分類表があるため、子家センとの共有化等検討できるとよい。

①	送致・援助要請の連絡調整の際に子家センが児相に伝える項目について	スライドP20
②	一時保護の必要性に関する具体的な留意点について	スライドP21
③	送致・援助要請の判断基準について	スライドP22
④	虐待重症度の基準の共有について	スライドP24

「東京ルール」の検証 対応の整理が必要な事項(1)子家から児相への連絡調整

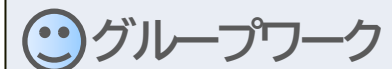
① 送致・援助要請の連絡調整の際に子家センが児相に伝える項目

事務局案

①	基本情報	住所、氏名、生年月日、所属等世帯員全員の情報、子家歴、きょうだいの受理状況
②	送致・援助要請の理由	送致：児相機能の何が必要か / 援助要請：児相のどの関りが必要か
③	送致に至る経過	・ 受理日、主訴、相談経路、相談内容、過去歴 (いつ、どこから、どのような相談・通告を受け、いつ受理したか) ・ 子家の対応経過 (どのような調査・指導助言をし、保護者・児童の状況は怎么样了か、具体的に) ・ 虐待の場合、虐待内容が具体的にわかる資料 (傷痕等、写真等のデータの即時送付、体重増加等の具体的な数値、診療情報提供書等) ・ 子家の見立て(保護者・児の評価)、子家が調査した所属、関係機関の児童・保護者の評価 ・ 子家が把握している親族の情報、児の意向
④	子家が送致・援助要請が必要だと判断したポイント	
⑤	子家のリスク評価 ※ 虐待の場合	
⑥	時間的制約	下校時刻、お迎えの時間等

※緊急度に応じ、実際の送致・援助要請場面で伝える項目は取捨選択する。子家は、**情報が揃わないことを理由に送致の連絡を遅らせない。**

1 送致・援助要請の連絡調整の際に伝える項目(案)について、下記観点からご意見を伺いたい



- 送致を受ける児相側が重視するポイント(必ず欲しい情報)
- 即日一時保護が想定される場合において児相が重視する情報、子家が伝えている情報
- 上記項目の中で、子家が児相へ伝えることが難しい情報
- その他、項目(案)に関するご意見

2 (子家にとって)一時保護に関連する事で実態が不明・取扱がわからない点等があれば伺いたい

② 一時保護の必要性に関する具体的な留意点

事務局案

○ 一時保護以外の分離の可能性はあるか

保護者の不調による養育負担や、親子の関係不調が原因の場合等で、一時保護所での行動観察・心理診断等が必ずしも必要ではない(在宅での調査が可能)場合、親族による一時的な養育が可能か、虐待者以外の大人と一緒に避難できる先があるか、ショートステイの活用等検討

○ 一時保護についての児童の同意があるか

児童の同意は一時保護の要件ではないが、児童の明確な拒否がある状態では一時保護が困難であるため、別の対応を検討する

例)訪問・呼出等で保護者と面接し、虐待について注意喚起、緊急時のSOSの出し方を具体的に児童に教え、翌日に学校で面接を実施。
現認の方法、児の状況の変化を把握する方法について、関係機関と確認しておく

例)訪問・呼出等で保護者と面接し、虐待について注意喚起、児童又は虐待者のみ親族宅へ避難させる等の分離を図る

○ 一時保護の場合、一定程度生活の制約がある

基本的にスマートフォン・携帯電話は使用制限有、集団での生活(他者と共同利用の生活部分がある)となること、自由な外出は不可、学校への登校も在宅での生活とは同じようにはできない場合があることを説明するが、説明すると一時保護に同意しない児童もいる

○ 年齢、虐待の程度(重症度・虐待による受傷の結果)、繰り返されているか

年齢が低い＝リスク高 虐待重症度高＝リスク高 指導しても繰り返す＝リスク高

○ 一時保護先について

児童の年齢・特徴・状態等によって、一時保護所での一時保護ではなく、乳児院・病院・養護施設・養育家庭等に一時保護委託となる場合がある(一時保護所へ保護する調整とは別の調整方法となる)

○ 限界線の設定

個別ケース検討会議等で、リスク評価に関し現行水準から一段引き上げるべき限界線(次に何があれば一時保護を検討するか)を設定し、関係者間で共通の危機管理意識を持つ

③ 送致・援助要請の判断基準

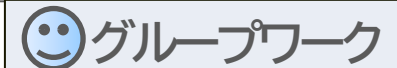
- (児相への送致の際、子家は)「リスクアセスメントシート」等の共通ツールや写真等を利用して確実な情報を伝達する。
- (子家から送致の連絡を受けた際、児相は)「リスクアセスメントシート」等の共通ツールを手元に置き、支援センターから確実な情報を受け取り、情報の不明点や緊急度を再確認する。
- 東京ルールにおける「連絡・調整」(特に援助要請、送致及び協力依頼)にかかる協議の際等に、本シート(※リスクアセスメントシート)を添付しリスクアセスメントの内容を説明する資料として活用する。
- 東京ルールに定める「リスクアセスメントシート」は、直接一時保護の要否の判定を目的とするものではない。一時保護の要否に関するアセスメントは「子ども虐待対応の手引き」に掲載されているので参考にされたい。

※子家と児相のガイドライン及びリスクアセスメントシートの留意点より抜粋

事務局案

- 子家が一時保護を求める場合の判断基準として一時保護決定に向けてのアセスメントシートを活用
- 送致・援助要請の連絡調整の際、子家・児相双方がリスクアセスメントシートを活用(一時保護を求める場合は一時保護決定に向けてのアセスメントシートも活用)
- 児相は子家からの送致・援助要請を受けた場合、子家の「組織判断」であることを踏まえて受理
- 児相は子家からの「送致」を受け対応した結果一時保護を行わない場合、子家に丁寧に説明(必要に応じアセスメントシート・リスクアセスメントシート等の共通ツールを用いて説明)を行い、今後の児相と子家の役割分担について協議

(ご意見を伺いたい)



上記取扱いとした場合、児相・子家間の連絡調整において生じる具体的課題

(送致・援助要請の調整が難航したケースについて、上記取扱いとした場合に連絡調整が円滑に進むか)

「東京ルール」の検証 対応の整理が必要な事項(1)子家から児相への連絡調整

□ 事例の特性に応じた対応のポイント集「5 一時保護の判断及び解除時の対応に課題があった事例（第20次報告 令和6年9月掲載）」(子ども家庭庁HPより)

【一時保護の決定】

「子ども虐待対応の手引き」において示している「一時保護決定に向けてのアセスメントシート」等を用いるなど、リスクを客観的に把握し、リスクが高い場合には躊躇なく一時保護を行うことが必要である。

一時保護決定に向けてのアセスメントシート

① 当事者が保護を求めている？	☐ はい ☐ いいえ
☐ 子ども自身が保護・救済を求めている 保護者が、子どもの保護を求めている	* 情報
② 当事者の訴える状況が差し迫っている？	☐ はい ☐ いいえ
☐ 確認にはいたらないものの性的虐待の疑いが濃厚であるなど このままでは「何をしてくすか分からない」「殺してしまいそう」などの訴えなど	
③ すでに虐待により重大な結果が生じている？	☐ はい ☐ いいえ
☐ 性的虐待（性交、性的行為の強要、妊娠、性感染症罹患） ☐ 外傷（外傷の種類と箇所： ネグレクト 例：栄養失調、衰弱、脱水症状、医療放棄、治療拒否、（ ）	
④ 次に何か起これば、重大な結果が生ずる可能性が高い？	☐ はい ☐ いいえ
☐ 乳幼児 生命に危険な行為 例：頭部打撃、顔面攻撃、首締め、シェーキング、道具を使った体罰、 逆さ吊り、戸外放置、溺れさせる、（ ） ☐ 性的行為に至らない性的虐待、（ ）	
⑤ 虐待が繰り返される可能性が高い？	☐ はい ☐ いいえ
☐ 新旧混在した傷、入院歴、（ ） 過去の介入 例：複数の通告、過去の相談歴、一時保護歴、施設入所歴、「きょう だい」の虐待歴（ ） ☐ 保護者に虐待の認識・自覚なし 保護者の精神的不安定さ、判断力の衰弱	

【アセスメントツールの活用と注意事項】

「子ども虐待対応の手引き」第5章の「一時保護決定に向けてのアセスメントシート」等により緊急性の判断を行うことが重要である。アセスメントに当たってはツールに頼りすぎず、リスクに関する情報を適切に評価することが求められる。

※このアセスメントシートは情報の整理と判断を目的としているので、十分な記載欄が備えられていない。

シートは要点のみとし、詳細は別に記載する。

○伝えるツールとしての活用

- ・市区町村の虐待対応担当部署から児童相談所へ、また、市区町村の母子保健担当部署から虐待対応担当部署へ、一時保護の必要性やその判断根拠となる事実を明確に伝えるツールとして活用できる。

○認識の違う部分を確認・協議するツールとしての活用

- ・一時保護の要否や緊急性について、母子保健部門、児童福祉部門、児童相談所などの関係者間の認識が異なる場合には、どの部分の事実認識や評価の違いによって判断が分かれているのかをツールを用いて明確化し、合同でのアセスメントや協議に役立てることも有用である。

令和4年児童福祉法等改正法においては、一時保護や施設入所等の措置の決定等を行う場合には、児童の最善の利益を考慮するとともに、児童の意見又は意向を勘案して措置を行うために、原則としてあらかじめ、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取等措置をとらなければならないものとされた（法第33条の3の3）。

一時保護の決定に当たっての意見聴取等措置やその際の説明等については、「こどもの権利擁護スタートアップマニュアル」に基づき適切に対応することが求められるところであり、その際、こどもの年齢や発達の状況等に応じた配慮やこどもが意見を言いやすくする工夫等が必要である。

「東京ルール」の検証 対応の整理が必要な事項(1)子家から児相への連絡調整

④ 虐待重症度の基準を共有

□「児童相談所の実態に関する調査」 調査票 別表Ⅱ ※ 虐待の重症度基準について
(平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業国庫補助事業)

虐待の重症度	基 準
5. 生命の危機あり	「身体的虐待」等による生命の危険にかかわる受傷、「養育の放棄・怠慢」等のために衰弱死の危険性があるもの
4. 重度虐待	今すぐには生命の危険はないと考えられるが、現に子どもの健康や成長、発達等に重要な影響が生じているか、生じる可能性があるもので、一時的分離、第三者による訪問指導、入院等が必要なもの ①継続的に医療を必要とするほどの外傷がある（幼児で打撲傷がある、骨折、裂傷、目の傷がある） ②生存に必要な食事、衣類、住居が与えられない ③明らかな性行為がある。強制的に性的描写や性的交渉を見せている ④家から出してもらえない、部屋に閉じ込められている ⑤日常的に子どもの目の前でDVを行ったり自傷行為を行っている ⑥日常的に子どもに対して、言葉による強い威嚇・貶め・非難、無視や拒絶的な態度、兄弟との極端な差別を行っている
3. 中度虐待	継続的な治療を要する程度の外傷や栄養障害はないが、長期的に見ると子どもの人格形成に重大な問題を残すことが危惧されるもので、一時保護や児童福祉司指導等の継続した関与が必要なもの ①今までに慢性的なあざや傷跡ができるような身体的暴力を受けていたり、長期間にわたって、養育を放棄・怠慢していたために、人格形成や情緒的問題が起こりそうである ②現在の虐待が軽度であっても、生活環境などの育児条件が極度に不良なために、自然経過ではこれ以上改善が望めそうもなく、今後の虐待の増強が人格形成に危惧される ③親に慢性の精神疾患（統合失調症、うつ病、精神遅滞、アルコール・薬物依存など）があり、子どもの世話ができない ④乳児を長期間大人のいない家に置き去りにしている ⑤性器を見せたり、着衣の上から触ったり、性行為やアダルトビデオの鑑賞を無配慮に子どもが見える状況で行っている ⑥子どもの目の前でDVや自傷行為を行っているが、頻回ではない（数か月に1回程度） ⑦子どもに対して、言葉による強い威嚇・貶め・非難、無視や拒絶的な態度、兄弟との極端な差別を行っているが、日常的ではなく、頻回ではない。
2. 軽度虐待	実際に子どもへの暴力・暴言・拒絶などがあり、親や周囲のものが虐待と感じているが、一定の制御があり、一時的なものと考えられ、親子関係には重篤な病理が見られないもので、継続指導等のある程度継続した関与が必要なもの ①外傷が残るほどではない暴力 ②子どもの健康問題を起こすほどではないが「養育の放棄・怠慢」傾向がある。（例：子どもの世話が嫌で、時々ミルクを上げないことがある） ③子どもに対して卑猥な言葉を発している。アダルト雑誌などを無造作に子どもの目に触れるところに放置している ④言葉による威嚇・貶め・非難、無視や拒絶的な態度、兄弟との差別を行っているが一時的
1. 虐待の危惧あり	暴力や「養育の放棄・怠慢」の虐待行為は明らかなものはないが、「たたいてしまいそう」「世話をしたくない」「かわいく思えない」等の子どもへの虐待を危惧する訴えがあり、又は状況等からその恐れがあるもので、助言による指導等が必要なもの

協議におけるオンラインの活用促進について

- 要対協の枠組み等、児童福祉法が認める範囲において、個人情報を含む情報共有は可能
 - オンライン会議は、各自治体が定める情報セキュリティポリシーに基づく運用が必要
- 都児相が関係機関等とのオンライン会議を行う際は、下記規定に基づき実施
- ・ 個人情報については、関係機関等と事前に資料を共有し、web会議においては匿名化して対応するなど、十分に配慮する
 - ・ web会議ツール上のファイル共有機能等で、個人情報を含むファイルを表示しない
 - ・ 個人情報を取り扱うweb会議を行う場合は、事前に会議の内容や出席者の構成、取り扱う情報等を所長又は課長代理に伝え組織として把握する

事務局案

児童相談所におけるタブレット端末運用マニュアル「2 個人情報の取扱いについて」抜粋
(福祉保健局少子社会対策部家庭支援課児童相談所運営担当 令和4年3月14日更新)

- 各自治体の情報セキュリティポリシーに沿ったオンライン会議の運用ルールがあるか
確認・整理
- 子家・児相間の連絡調整等においては、個人情報の取扱いに留意しつつ、必要に応じ積極的にオンライン協議を活用していく

(オンライン協議の活用が期待される例)

- ・ 援助要請・送致に係る連絡調整
- ・ 子家からの「送致」協議を受け対応したが一時保護に至らなかった場合等、在宅でケース対応する際に今後の役割分担について児相・子家間で協議が必要な場合
- ・ 区市町村送致の事前協議(送致理由・調査、指導のポイントの丁寧な説明が必要な場合)

増加する児童虐待相談に的確に対応し、切れ目ない支援を行うため、**子供家庭支援センターの機能強化を支援するとともに、都児童相談所との連携強化の仕組みづくりを推進し、東京全体の児童相談体制を強化**

令和7年度予算額 1,266,712千円

①子供家庭支援センターへの送致案件の対応支援

面前DV等、児童相談所から区市町村への送致案件への対応を支援するため、**児童相談所・警察・専門支援機関等との連携強化に対応する職員の配置経費**を区市町村へ補助
→都児童相談所と子供家庭支援センターの役割分担を適切化

【補助基準額】

6,042千円/名
(基本分：1名、加算分：上限5名)
※事業を実施する前年度に都児童相談所から受理した送致件数に応じて、加算上限を設定。

【補助率】

都10/10 (令和8年度まで)

都児童相談所からの送致件数 (※)	加算上限
71件～140件	1名
141件～210件	2名
211件～280件	3名
281件～320件	4名
321件～	5名

②区市町村から都児童相談所への研修派遣支援

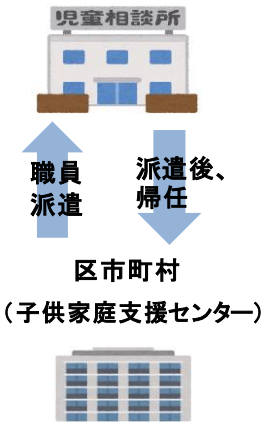
区市町村が定める児童福祉人材の育成計画に基づき、都児童相談所へ**職員を通年派遣し、子供家庭支援センターの基幹職員として育成する取組**へ補助
→子供家庭支援センターの組織力を強化

【補助基準額】

虐待対策ワーカー：6,042千円/名
主任虐待対策ワーカー：7,000千円/名
(派遣される職員の人件費を補助)

【補助率】

都10/10 (令和8年度まで)



③DXによる業務効率化への支援

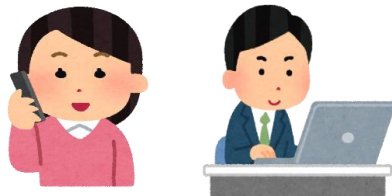
子供家庭支援センターの電話・記録等の**業務のDXに係るシステム導入経費**を区市町村へ補助
→子供家庭支援センターと都児童相談所の連絡調整等を効率化

【補助基準額】

50,000千円/1自治体

【補助率】

都1/2・区市町村1/2
(令和8年度まで)



④連携のための拠点づくり

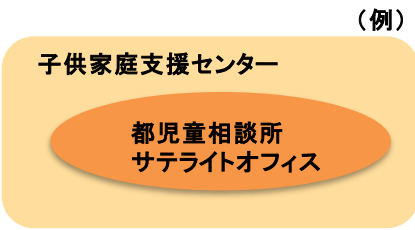
『子供家庭支援センターに都児童相談所のサテライトオフィス』又は『都児童相談所に子供家庭支援センターの分室』を設置
→都と区市町村の職員が、同一の施設でケース会議や情報共有を行いながら、共同で相談対応等を実施

【補助基準額】

8,181千円/名
(職員3名分の人件費を補助)

【補助率】

都10/10 (令和8年度まで)



「東京ルール」の検証 対応の整理が必要な事項(2)児相から子家への連絡調整

警察からの児童通告について、児相が子家センに送致する案件

送致における児相と子家の役割分担

児童相談所から区市町村への送致の根拠は…

(児童福祉法第26条第1項)児童相談所長は、第二十五条第一項の規定による通告を受けた児童(要保護児童)・・・(中略)及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めたときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

(同項第3号)児童及び妊産婦の福祉に関し、情報を提供すること、相談(専門的な知識及び技術を必要とするものを除く。)に応ずること、調査及び指導(医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を必要とする場合を除く。)を行うことその他の支援(専門的な知識及び技術を必要とするものを除く。)を行うことを要すると認める者(次条の措置を要すると認める者を除く。)は、これを市町村に送致すること。

東京ルール上は…

児童福祉法第26条第1項第3号に基づくケースで、「主担当機関」を児童相談所から支援センターに変更するもの。**【例示として】**

- ① 「近隣・知人からの通告(泣き声通告等)」
- ② 「警察からの通告(心理的虐待暴力目撃)」等、支援センターによる初期調査・安全確認が適していると判断されるもの等
- ③ 「支援センターの関与が当分の間必要」等、支援センターによる身近な支援が適していると判断し、これを求める場合。

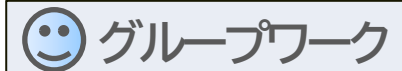
「東京ルール」の検証 対応の整理が必要な事項(2)児相から子家への連絡調整

(R6ワーキングでの意見)

- 警察からの「要保護」で虐待以外の主訴の通告が非常に増えている。発達に課題のある児童と保護者がもめて通報、児童が「死にたい」と言っていたエピソードがあると口頭通告になる。
- 児童の家庭内暴力等以前なら書類によって非行で通告されていたものが、口頭通告で要保護として入ることが増えた。
- 幅広く送致している。近隣通告、泣き声通告で特定できているものも現認が取れていれば送致している。警察からの養育困難、育成相談を主訴とする通告も、子家センとの振分会議にかけて、協議して決めている。

- 警察からの児童通告(虐待除く)で、養育困難・育成主訴で受理となる通告が増加
- 所ごとにばらつきはあるものの、警察からの児童通告については東京ルールの例示②以外のケースについても幅広く区市町村送致されている(例示③による送致)

(ご意見を伺いたい)



東京ルール例示③「子家による身近な支援が適していると判断するケース」について

児相が受けた下記主訴の通告(警察通告含む)・相談で、子家係属中又は子家歴がある場合、児相で対応すべきか、子家への送致が適しているか、判断する際のポイント

①被虐(心理・身体・ネグレクト) ②養育困難・育成

協力依頼と送致について

事務局案

R6ワーキングでの意見

協力依頼・送致に関するポイント

子家センが協力依頼を受理し、児相がすぐ終結する場合は、実質主担当変更であり送致にあたるのではないか

家庭復帰前の個別ケース検討会議について、復帰間際での依頼となる場合があり、もう少し在宅支援を並走しながらソフトランディングできるような方策をとれるとよい

泣き声通告について、児相で特定できるようなケースについても不明として区市町村送致としているように感じる

- 児相から子家へ協力依頼を出す意図を丁寧に伝える
 - ・ 地域での一定期間の見守りを目的とし、子家に繋いで児相が終結する場合
 - ・ 児相関与終了時(子家関与なしの場合)に地域への情報共有のため個別ケース検討会議の開催依頼(子家への協力依頼)を行う場合等
- 児相のケース終結方針について、子家を含め関係機関と共有する
- 一時保護・施設入所等から家庭復帰する場合、
児相は原則家庭復帰前に個別ケース検討会議を実施できるよう、協力依頼を行う
- 個別ケース検討会議開催前に家庭復帰させざるを得ない場合、
児相は各機関に個別に経過説明を行う等、丁寧に対応する
- 通告内容や初期調査からは、緊急受理会議時点で児童の特定が難しい場合、不明ケースとして区市町村送致をしている(スライドP30)

「泣き声・怒鳴り声通告」不明ケースの基本的な考え方

事務局案

通告内容で住所が特定できるか

はい

住基上、通告内容と合致すると
思われる児童がいるか

はい

児童特定、周辺調査の結果、リス
クが低く、かつ現認ができたか

はい

【区市町村送致対象】

いいえ

児相対応
(調査継続)

いいえ

・現時点で特定が難しい
・不明ケースとして調査
【区市町村送致対象】

いいえ

周辺含む住基上、通告内容
に合致する世帯が1世帯のみか

はい

・現時点で特定が難しい
・不明ケースとして調査
(可能性の高い世帯から調査)
【区市町村送致対象】

いいえ

・現時点で特定が難しい
・不明ケースとして調査
【区市町村送致対象】